

個⑥012 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書【一面】

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書

(平成24年分)	所得用	氏名
課税仕入れ等の税額等	①	円
控除対象仕入税額等	②	円
控除対象外消費税額等 (①-②)	③	(赤字のときは0)
③のうち資産に係るものの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等)	④	
③のうち資産に係るもの 以外のものの金額	⑤	
消費税の課税売上割合	⑥	円
繰延等 消費計 消費税 算	⑦ ⑧ ⑨	円
⑨のうち平成24年分の必要経費算入額 (⑨× $\frac{60}{100}$)	⑩	
平成25年分以後の年分に 繰り越す繰延消費税額等 (⑨-⑩)	⑪	
平成23年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑨の金額)	⑫	
⑫のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑬の金額)	⑬	
⑬のうち平成24年分の必要経費算入額 (⑬× $\frac{60}{100}$)	⑭	
平成25年分以後の年分に 繰り越す繰延消費税額等 (⑬-⑭)	⑮	
平成22年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑬の金額)	⑯	
⑯のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑰の金額)	⑰	
⑰のうち平成24年分の必要経費算入額 (⑰× $\frac{60}{100}$)	⑱	
平成25年分以後の年分に 繰り越す繰延消費税額等 (⑰-⑱)	⑲	
平成21年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑰の金額)	⑳	
㉑のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉒の金額)	㉒	
㉒のうち平成24年分の必要経費算入額 (㉒× $\frac{60}{100}$)	㉓	
平成25年分以後の年分に 繰り越す繰延消費税額等 (㉒-㉓)	㉔	
平成20年に生じた繰延消費税額等 (前年の㉒の金額)	㉕	
㉕のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉖の金額)	㉖	
㉖のうち平成24年分の必要経費算入額 (㉖× $\frac{60}{100}$)	㉗	
平成25年分以後の年分に 繰り越す繰延消費税額等 (㉖-㉗)	㉘	
平成19年に生じた繰延消費税額等 (前年の㉖の金額)	㉙	
㉙のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉚の金額)	㉚	
㉚のうち平成24年分の必要経費算入額 (㉚× $\frac{60}{100}$)	㉛	
平成25年分以後の年分に 繰り越す繰延消費税額等 (㉚-㉛)	㉜	
平成18年に生じた繰延消費税額等 (前年の㉚の金額)	㉝	
㉝のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉞の金額)	㉞	
㉞のうち平成23年分の必要経費算入額 (㉞と㉟のいずれか少ない方の金額)	㉟	

※ ⑥欄の分母及び分子の金額は次の金額を書きます。
分子 課税資産の譲渡等の対価の額(税抜)(輸出取引等の金額を含みます。)
分母 資産の譲渡等の対価の額(税抜)(非課税取引及び輸出取引等の金額を含みます。)
(注) 売上対価の返還等の金額がある場合は、分母及び分子の金額から控除します。

一面

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

個⑥012 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書【一面】

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書

(平成23年分)	所得用	氏名
課税仕入れ等の税額等	①	円
控除対象仕入税額等	②	円
控除対象外消費税額等 (①-②)	③	(赤字のときは0)
③のうち資産に係るものの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等)	④	
③のうち資産に係るもの 以外のものの金額	⑤	
消費税の課税売上割合	⑥	円
繰延等 消費計 消費税 算	⑦ ⑧ ⑨	円
⑨のうち平成23年分の必要経費算入額 (⑨× $\frac{60}{100}$)	⑩	
平成24年分以後の年分に 繰り越す繰延消費税額等 (⑨-⑩)	⑪	
平成22年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑨の金額)	⑫	
⑫のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑬の金額)	⑬	
⑬のうち平成23年分の必要経費算入額 (⑬× $\frac{60}{100}$)	⑭	
平成24年分以後の年分に 繰り越す繰延消費税額等 (⑬-⑭)	⑮	
平成21年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑬の金額)	⑯	
⑯のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑰の金額)	⑰	
⑰のうち平成23年分の必要経費算入額 (⑰× $\frac{60}{100}$)	⑱	
平成24年分以後の年分に 繰り越す繰延消費税額等 (⑰-⑱)	⑲	
平成20年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑰の金額)	⑳	
㉑のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉒の金額)	㉒	
㉒のうち平成23年分の必要経費算入額 (㉒× $\frac{60}{100}$)	㉓	
平成24年分以後の年分に 繰り越す繰延消費税額等 (㉒-㉓)	㉔	
平成19年に生じた繰延消費税額等 (前年の㉒の金額)	㉕	
㉕のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉖の金額)	㉖	
㉖のうち平成23年分の必要経費算入額 (㉖と㉟のいずれか少ない方の金額)	㉟	

※ ⑥欄の分母及び分子の金額は次の金額を書きます。
分子 課税資産の譲渡等の対価の額(税抜)(輸出取引等の金額を含みます。)
分母 資産の譲渡等の対価の額(税抜)(非課税取引及び輸出取引等の金額を含みます。)
(注) 売上対価の返還等の金額がある場合は、分母及び分子の金額から控除します。

一面

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改 正 後	改 正 前																								
<p>個⑥012 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書【二面】</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">二 面</div> <p>● この明細書は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）を採用している方が、平成24年分の課税仕入れ等の消費税額のうち、仕入税額控除をすることができない金額（控除対象外消費税額）と、その控除対象外消費税額に係る地方消費税の額に相当する金額との合計額（控除対象外消費税額等）で、資産に係るものがある場合や、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年に生じた繰延消費税額等がある場合で、所得税法施行令第182条の2（資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入）の規定の適用を受けるときに使用します。</p> <p>● この明細書に関する詳しいことは、税務署におたずねください。</p> <p>● 平成24年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳</p> <p>（①欄には消費税法第30条第2項（控除対象仕入税額の計算方法）及び同法第37条第1項（簡易課税制度）の規定を適用する前の仕入れに係る消費税額を、②欄にはこれらの規定を適用した後の仕入れに係る消費税額を書きます。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%;">消 費 税 額</th> <th style="width: 20%;">地 方 消 費 税 相 当 額</th> <th style="width: 45%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税仕入れ等の税額等</td> <td style="text-align: right;">① 円</td> <td style="text-align: right;">② (①×1/4) 円</td> <td style="text-align: right;">③ (①+②) 円</td> </tr> <tr> <td>控除対象仕入税額等</td> <td style="text-align: right;">④</td> <td style="text-align: right;">⑤ (④×1/4)</td> <td style="text-align: right;">⑥ (④+⑤)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">→ 一面の①欄に転記します。</p> <p style="margin-left: 20px;">→ 一面の②欄に転記します。</p>		消 費 税 額	地 方 消 費 税 相 当 額	計	課税仕入れ等の税額等	① 円	② (①×1/4) 円	③ (①+②) 円	控除対象仕入税額等	④	⑤ (④×1/4)	⑥ (④+⑤)	<p>個⑥012 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書【二面】</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">二 面</div> <p>● この明細書は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）を採用している方が、平成23年分の課税仕入れ等の消費税額のうち、仕入税額控除をすることができない金額（控除対象外消費税額）と、その控除対象外消費税額に係る地方消費税の額に相当する金額との合計額（控除対象外消費税額等）で、資産に係るものがある場合や、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年に生じた繰延消費税額等がある場合で、所得税法施行令第182条の2（資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入）の規定の適用を受けるときに使用します。</p> <p>● この明細書に関する詳しいことは、税務署におたずねください。</p> <p>● 平成23年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳</p> <p>（①欄には消費税法第30条第2項（控除対象仕入税額の計算方法）及び同法第37条第1項（簡易課税制度）の規定を適用する前の仕入れに係る消費税額を、②欄にはこれらの規定を適用した後の仕入れに係る消費税額を書きます。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%;">消 費 税 額</th> <th style="width: 20%;">地 方 消 費 税 相 当 額</th> <th style="width: 45%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税仕入れ等の税額等</td> <td style="text-align: right;">① 円</td> <td style="text-align: right;">② (①×1/4) 円</td> <td style="text-align: right;">③ (①+②) 円</td> </tr> <tr> <td>控除対象仕入税額等</td> <td style="text-align: right;">④</td> <td style="text-align: right;">⑤ (④×1/4)</td> <td style="text-align: right;">⑥ (④+⑤)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">→ 一面の①欄に転記します。</p> <p style="margin-left: 20px;">→ 一面の②欄に転記します。</p>		消 費 税 額	地 方 消 費 税 相 当 額	計	課税仕入れ等の税額等	① 円	② (①×1/4) 円	③ (①+②) 円	控除対象仕入税額等	④	⑤ (④×1/4)	⑥ (④+⑤)
	消 費 税 額	地 方 消 費 税 相 当 額	計																						
課税仕入れ等の税額等	① 円	② (①×1/4) 円	③ (①+②) 円																						
控除対象仕入税額等	④	⑤ (④×1/4)	⑥ (④+⑤)																						
	消 費 税 額	地 方 消 費 税 相 当 額	計																						
課税仕入れ等の税額等	① 円	② (①×1/4) 円	③ (①+②) 円																						
控除対象仕入税額等	④	⑤ (④×1/4)	⑥ (④+⑤)																						